

(参考)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(38) その他

ナ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘用」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(34) その他

テ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。

ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、本通知の各規定により「摘用」欄に算定日を記載することとされている点数については、各規定に従い、「摘要」欄に算定日を記載すること。

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」

(平成18年3月30日保医発第0330007号)

別紙

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬明細書(様式第10)の記載要領

2 明細書の記載要領に関する事項

(12) 「出来高部分」欄について

③ 電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求により療養の給付等の請求を行う保険医療機関については、請求する各点数の算定日を記録して請求するものとする。ただし、平成24年3月診療分までの間は、その記録を省略するものとし、①の規定により「出来高」欄に算定日を記載することとされている点数については、①の規定に従い、「出来高」欄に算定日を記載すること。